



2016年8月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社に対し会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟(以下、本件訴訟)が提起され、昨日、訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、併せて、当社の会計処理問題に関する国内の損害賠償請求訴訟の現状について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の概要等

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社から、当社に対し、当社の不適切会計により損害を被ったとして、119億9261万7778円(注)の損害賠償を請求する訴訟が2016年8月9日に東京地方裁判所に提起され、昨日当社に訴状が送達されました。

当社としては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。本件訴訟については、今後合理的に見積可能な金額を引当計上する予定ですが、現時点においては未定です。業績予想の修正が必要な場合には、速やかにお知らせいたします。

(注) 賠償責任額215億9746万9004円の一部の請求であり、今後訴訟の進行を踏まえ、請求を拡張するとされています。

2. 国内におけるその他の損害賠償訴訟について

2016年1月27日付「課徴金の納付等に伴う元役員に対する損害賠償請求訴訟に係る請求拡張の申立て等について」でお知らせしましたとおり、当社の会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟が、本件訴訟の他、国内で複数提起されており、各訴訟の概要は下表のとおりです。現時点では、本件訴訟の他に、2016年1月27日付でお知らせした2件を含め、当社に対して訴状が11件送達されており、その訴額の合計は約27億8300万円です。

なお、これらについては会計上必要に応じて合理的に見積り可能な金額を引当計上しております。

本件訴訟以外の損害賠償請求訴訟の概要

裁判所	原告	人数	訴額
大阪地方裁判所※	個人	1名	約5600万円
大阪地方裁判所※	個人	45名	約1億7300万円
大阪地方裁判所	個人	104名	約4億2000万円
福岡地方裁判所	個人	6名	約3400万円
福岡地方裁判所	個人	10名	約3700万円
東京地方裁判所	法人株主 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1名	約12億6200万円
東京地方裁判所	個人	50名	約3億円
東京地方裁判所	個人	147名	約3億5000万円
高松地方裁判所	個人	25名	約8500万円
高松地方裁判所	個人	5名	約900万円
広島地方裁判所 福山支部	個人	1名	約5700万円

※2016年1月27日付「課徴金の納付等に伴う元役員に対する損害賠償請求訴訟に係る請求拡張の申立て等について」で公表済の案件

以上